条例制定改廃調書 条例改正に伴う新旧対照表

> 令和3年 奈良市議会9月定例会

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃		4 制定改廃	1. 奈良市起業家支援事業審査委員会を新設する。 (別表関係)
の根拠法令、		の概要	
関係通達等			 会良市企業立地促進事業審査委員会を新設する。(別表関係)
			3. 奈良市食育推進会議の名称を奈良市食育・地産地消推進会議に改めるとともに、担任する事務に、地産地消の推進に関する事務を加える。(別表関係)
3 制定改廃	 ・起業家支援事業の事業者の審査に関する事		
の理由	務を担う奈良市起業家支援事業審査委員会		
*>***	を設置するため。		
	・企業立地促進事業の事業者の審査に関する		
	事務を担う奈良市企業立地促進事業審査委		
	員会を設置するため。		
	・次期奈良市食育推進計画に奈良市地産地消		
	基本計画及び奈良市地産地消促進計画を統		
	合し、食育、地産地消を一体的に推進する		
	こととなったことに伴い、奈良市食育推進		
	会議において地産地消について議論する必		
	要があることから、附属機関の名称及び担		
	任する事務を改正しようとするもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	観光経済部 産業政策課、農政課

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行					改正案			
表 (第2	条関係)		別	表(第2	条関係)			
附関 す 待 り	附属機関	担任する事務		附属機 関の属 する執 行機関 等	附属機関	担任する事務		
市長	略	略		市長	略	略		
	<u>進会議</u> 略	食育 <u>推進に</u> ついての重要事項 の審議に関する事務 略 略			地産地消推進 会議 略 奈良市家庭系 ※ 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の	起業家支援事業の事業者の審査に関する事務		
	略	略		略	奈良市企業立地促進事業審査委員会略	企業立地促進事業の事業者の審査に関する事 <u>務</u> 略		

1 名 称	奈良市税条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号) ・市(町・村)税条例(例)等の一部改正について(令和3年4月5日付市町村第22号奈良県知事公室長通知) ・地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	4 制定改廃の概要	1. 個人市民税 (1) 国外居住親族の取扱いの見直し(第14条、第18条、第29条の3、附則第5条関係)個人の市民税の均等割の税率の軽減及び市民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする。 (2) セルフメディケーション税制の延長(附則第6条関係)特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を令和9年度分の個人市民税まで5年延長する。 2. 固定資産税・都市計画税 (1) 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置(附則第10条の2関係)浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置(附則第10条の2関係)浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設の特例割合を、地方税法の参酌割合どおりの3分の1とする。 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)の減免申請手続の見直し(第79条関係)固定資産税の減免申請において、公益のために直接専用する固定資産(例:私道、公園、自治会が設置する集会所等の土地・家屋)については、減免事由に変更がないと市長が確認できるものについては、毎年度の申請手続を省略できるようにする。 3. 軽自動車税(第96条、第97条関係)種別割の減免において、減免事由に変更がないと市長が確認できるものについては、毎年度の申請手続を省略できるようにする。
5 施行期日	公布の日ほか	担当課	4. その他法律改正に伴う引用条文の変更等、所要の文言整理 総務部 市民税課、資産税課

奈良市税条例 新旧対照表(第1条による改正)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第14条 略

合計所得金額が31万5千円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

現行

に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生 計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した 金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の均等割の税率の軽減)

- 均等割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる 額とする。
- (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族

1,200円

(2) 略

(寄附金税額控除)

第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及|第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及| び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合 には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中 に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当 該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除 額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の 額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の 額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの

改正案

(個人の市民税の非課税の範囲)

第14条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の 合計所得金額が31万5千円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数 に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生 計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した 金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の均等割の税率の軽減)

- 第18条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する<mark>第18条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する</mark> 均等割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる 額とする。
 - (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族(年齢16歳 未満の者及び控除対象扶養親族に限る。) 1,200円
 - (2) 略

(寄附金税額控除)

- び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合 には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中 に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当 該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除 額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の 額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の 額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの

現行 ア略 イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する 独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するも のに限る。) ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に 対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法 第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。 当該法人の主たる目的である業務 に関連するものに限る。) オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財 団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155 号) 附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされ る改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定す る民法法人を含む。) に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関 連するものに限る。) カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金 当該法 人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄 附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。 当該法人の主たる目的で ある業務に関連するものに限る。) ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄

改正案

ア略

- イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する 独立行政法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが</u> 明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するも のに限る。)
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に 対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを</u> 除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金 (<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法 人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄

附金(

該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ケ略

コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規 定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利 益が及ぶと認められるもの

及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 略

2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

|第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書 を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年 金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項 において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族 (控除対象扶養親族を除く。) を有する者(以下この条において「公的年金 等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際 に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的 年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次 に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長 に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

$2 \sim 5$ 略

(固定資産税の減免)

第79条 略

に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証。に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証

改正案

附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当 該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規 定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利 益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明 らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 略

2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年 金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項 において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族 (年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金 等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際 に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的 年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次 に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長 に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

$2 \sim 5$ 略

(固定資産税の減免)

第79条 略

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限まで2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限まで

明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(5)$ 略

略

(種別割の減免)

第96条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、 当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事 項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これ を市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(8)$ 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第97条 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限ま2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限ま 規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律 第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障 害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下 この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるとこ ろにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第 45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において 「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第

改正案 明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号

の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続き その減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

 $(1)\sim(5)$ 略

3 略

(種別割の減免)

第96条 略

当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事 項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これ を市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により前年度におい て減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がない と市長が確認できる場合は、この限りでない。

 $(1)\sim(8)$ 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第97条 略

でに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の でに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の 規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律 第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障 害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下 この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるとこ ろにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第 45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において 「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第

改正案

105号) 第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計 を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の 者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免 許証」という。) を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申 請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければな らない。

 $(1)\sim(6)$ 略

3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限 までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の」までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の 提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をする とともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければ ならない。

4 略

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所 得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生 計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金 額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。

105号) 第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計 を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の 者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免 許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申 請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければな らない。ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該 年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合 は、この限りでない。

 $(1)\sim(6)$ 略

提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をする とともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければ ならない。ただし、第1項の規定により前年度において減免を受けた者で、 当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場 合は、この限りでない。

4 略

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得 について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所 得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数 に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生 計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金 額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。

の数

2 · 3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

|第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法|第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法| 附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控 除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同 条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則 第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項 (第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができ る。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2 \sim 7$ 略

8 • 9 略

第32条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都第32条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都 市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地 の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額令和3年度分の 都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化 区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除 く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区 域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調

2 • 3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控 除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同 条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則 第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項 (第2号に係る部分に限る。) | として、同条の規定を適用することができ

改正案

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2 \sim 7$ 略

- 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とす る。

9 • 10 略

市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地 の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の 都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化 区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除 く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区 域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調

議案番号 85

現行	改正案
整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都	整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都
市計画税額とする。	市計画税額とする。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

(中略)

第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34 項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び 第12項 に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、 「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、 同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10 項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第 321条の8第36項 に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10 項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第 9項 に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第 4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項 中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を 「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第 23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を 「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第 23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22 項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31 項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」 に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321 条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第 11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条 第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13 項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2 項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第 改正案

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

(中略)

第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34 項及び第35項 に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び 第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、 「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、 同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10 項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第 321条の8第36項 に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10 項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第 9項 に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第 4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項 中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を 「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第 23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を 「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第 23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22 項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31 項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」 に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321 条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第 11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条 第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13 項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2 項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第

15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第46条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に

改める。

第47条の3第4項

から第6項までを削る。

(中略)

附則第3条の2第2項<u>及び附則第4条第1項</u>中「及び第4項」を削る。

改正案

15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第46条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第47条の3第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4 項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

(中略)

附則第3条の2第2項 中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

1 名 称	 奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する約	条例	
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等 3 制定改廃の理由	・総合福祉センター体育館の利用料について、利用料金制を導入し会計事務の効率化及び指定管理者の自主的な経営努力の促進により当該施設の設置目的の効果的な達成を図るため。 ・その他所要の改正を行う。	4 制定改廃の概要	1.総合福祉センター体育館への利用料金制の導入(第19条、別表第2関係) 総合福祉センター体育館に利用料金制を導入する。利用料金 の額は、別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者 があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 2.その他所要の文言整理
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

奈良市総合福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
(施設構成)	(施設構成)
第3条 総合福祉センターは、次 <u>の各号</u> に掲げる施設で構成する。	第3条 総合福祉センターは、次に掲げる施設で構成する。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(事業)	(事業)
第5条 障がい者福祉センターみどりの家は、次 <u>の各号</u> に掲げる事業を行う。	第5条 障がい者福祉センターみどりの家は、次に掲げる事業を行う。
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略
(利用の取消し)	(利用の取消し)
第11条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、前条の承認	第11条 指定管理者は、次の <u>各号の</u> いずれかに該当するときは、前条の承認
を取り消すことができる。	を取り消すことができる。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(準用規定)	(準用規定)
第15条 第10条から第13条までの規定は、生活介護やすらぎ広場について準	第15条 第10条から第13条までの規定は、生活介護やすらぎ広場について準
用する。この場合において、第10条並びに第11条第2号及び第3号中「生	用する。この場合において、第10条並びに第11条第2号及び第3号中「生
活介護みどりの家」とあるのは「生活介護やすらぎ広場」と、第12条第1	活介護みどりの家」とあるのは「生活介護やすらぎ広場」と、第12条第1
項中「第9条第1号及び第3号」とあるのは「第14条第1号及び第2号」	項中「第9条第1号及び第3号」とあるのは「第14条第1号及び第2号」
と、同条第2項第1号中「第9条第1号」とあるのは「第14条第1号」と、	と、同条第2項第1号中「第9条第1号」とあるのは「第14条第1号」と、
同項第2号中「第9条第3号」とあるのは「第14条第2号」 <u>とする</u>	同項第2号中「第9条第3号」とあるのは「第14条第2号」と読み替える
	<u>ものとする</u> 。
(事業)	(事業)
第16条 体育館は、次 <u>の各号</u> に掲げる事業を行う。	第16条 体育館は、次に掲げる事業を行う。
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略
	(利用料金)
第19条 体育館の <u>利用料</u> は、無料とする。ただし、第17条第3号に掲げる	第19条 体育館の <u>利用料金</u> は、無料とする。ただし、第17条第3号に掲げる
者が利用する場合は、別表第2に定める利用料	者が利用する場合は、別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理

現行	改正案
を納付しなければな	者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料金を納付しなければな
らない。	らない。
2 前項の <u>利用料</u> は、前納とする。	2 前項の利用料金は、前納とする。
	3 第12条第3項の規定は、第1項の利用料金について準用する。
3 市長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、第1項の利用	4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により 、第1項の利用
<u>料</u> を減免することができる。	<u>料金</u> を減免することができる。
4 既納の <u>利用料</u> は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することが	<u>5</u> 既納の <u>利用料金</u> は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することが
できない理由により使用することができなくなつたときその他市長がやむ	・ できない理由により <u>利用する</u> ことができなくなつたときその他市長がやむ
を得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することが	を得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することが
できる。	できる。
(損害賠償)	(損害賠償)
第20条 総合福祉センターを利用する者は、施設等をき損し、又は滅失した	第20条 総合福祉センターを利用する者は、施設等を <u>毀損</u> し、又は滅失した
ときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。	ときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
2 略	2 略
(行為の禁止)	(行為の禁止)
第21条 総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならな	第21条 総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならな
٧٠°	V √°
(1) 施設等を <u>き損</u> し、汚損し、又は滅失すること。	(1) 施設等を <u>毀損</u> し、汚損し、又は滅失すること。
(2)~(6) 略	(2)~(6) 略
(入場の禁止等)	(入場の禁止等)
第22条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、総合福祉セ	第22条 市長は、次の <u>各号の</u> いずれかに該当する者に対しては、総合福祉セ
ンターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置を	ンターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置を
とることができる。	とることができる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
別表第2(第18条・第19条関係)	別表第2(第18条・第19条関係)
1 施設及び <u>その利用料</u>	1 施設及びその利用料金の上限

現行								
		午前	午後	夜間	午前•	午後•	全日	
			(13:	(18:	午後	夜間	(9:	
15	ナハ	00~	00~	00~	(9:	(13:	00~	
<u> </u>	区分	12:	17:	21:	00~	00~	21:	
		00)	00)	00)	17:	21:	00)	
					00)	00)		
	略	略	略	略	略	略	H	
	部分利用							
	(床面積							
	の2分の	X中 下七八日	1のタロ/	ンァナギ	ス利田火	の姫の	$D \cap \triangle A$	
体育室	の2分の	独占利用		分に <u>応ず</u>	る利用料	<u>├</u> の額の	ひ2分の	
体育室	の2分の	独占利用 1に相当		分に <u>応ず</u>	る利用料	├_の額の	02分の	
体育室	の 2 分の 1 未満の			分に <u>応ず</u>	る利用料	├_の額0	02分の	
体育室	の 2 分の 1 未満の 部分を利			分に <u>応ず</u>	る利用料	の額0	02分の	
体育室	の 2 分の 1 未満の 部分を利 用する場					<u></u> の額 <i>0</i>	02分の	

備考

- 1 利用時間を超えたときの<u>利用料</u>は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該<u>利用料</u>の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準 ずる者が利用する場合における<u>利用料</u>は、当該<u>利用料</u>の額 の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 に利用する場合の<u>利用料</u>は、当該<u>利用料</u>の2割増に相当す る額とする。ただし、個人利用の場合は、この限りでない。

			饮止	条				
		午前	午後	夜間	午前•	午後•	全日	
		(9:	(13:	(18:	午後	夜間	(9:	
	マハ	00~	00~	00~	(9:	(13:	00~	
<u> </u>	区分	12:	17:	21:	00~	00~	21:	
		00)	00)	00)	17:	21:	00)	
					00)	00)		
	略	略	略	略	略	略	略	
	部分利用							
	(床面積							
	の2分の	独占利用の各区分に <u>応ずる利用料金</u> の額の2分の						
体育室	1未満の	1に相当		リ(こ <u>ルい 9</u>	<u>るかり用れ</u>	<u>一立</u> vノ領v) <u> </u>	
	部分を利	1 (二十日三	リンの領					
	用する場							
	合)							
	1	m fet	mÆ	m/ c				
	略	略	略	略				

动正安

備考

- 1 利用時間を超えたときの<u>利用料金</u>は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該<u>利用料金</u>の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準 ずる者が利用する場合における<u>利用料金</u>は、当該<u>利用料金</u>の額 の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 に利用する場合の<u>利用料金</u>は、当該<u>利用料金</u>の2割増に相当す る額とする。ただし、個人利用の場合は、この限りでない。

議案番号 86

現行	改正案
4 次に掲げる者以外の者(以下「市外利用者」という。)が利	4 次に掲げる者以外の者(以下「市外利用者」という。)が利
用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で利用する場合	用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で利用する場合
の <u>利用料</u> は、当該 <u>利用料</u> の額の2倍に相当する額とする。	の <u>利用料金</u> は、当該 <u>利用料金</u> の額の2倍に相当する額とする。
ただし、個人利用の場合は、この限りでない。	ただし、個人利用の場合は、この限りでない。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
5 利用料 の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金	5 利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金
額を切り捨てるものとする。	額を切り捨てるものとする。
2 設備等及びその <u>利用料</u> 略	2 設備等及びその <u>利用料金の上限</u> 略

1 名 称	奈良市子どもセンター条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,		 奈良市子どもセンター条例の制定について 本市に、児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所として子どもセンター(以下「センター」という。)を置く。(第1条関係) センターの名称、位置及び所管区域を定める。(第2条関係) 名称 奈良市子どもセンター 位置 奈良市柏木町263番地の2 所管区域 奈良市一円
3 制定改廃の理由	・本市では児童虐待対応を含む子育て支援の 充実を図り、子どもの安心及び安全を守る ことを目的として児童相談所の開設を目指 してきた。本年4月に、児童福祉法第59 条の4第1項の政令で定める市として本市 を指定することを国へ要請した。 ・今般、児童福祉法施行令の一部改正によ り、本市は児童福祉法第59条の4第1項 の政令で定める市として規定されたことか ら、本市に児童相談所を設置する条例を制 定するもの。		 (3) センターの所掌業務を定める。(第3条関係) ①児童福祉法に基づく児童相談所の業務 ②子ども及び妊産婦の福祉に係る実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援に関する業務 ③子どもの発達に係る相談業務 2. 奈良市子ども発達センター条例の廃止について現在子ども発達センターにて行っている業務を子どもセンターに集約することから、奈良市子ども発達センター条例を廃止する。(附則第2項関係)
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	子ども未来部 児童相談所設置推進課

1 名 称	奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置の	条例の一部を改	正する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	 奈良市立保育所設置条例の一部改正(第1条による改正) 第2条の表から春日保育園の項及び大宮保育園の項を削る。 奈良市立学校設置条例の一部改正(第2条による改正) 第2条の表から富雄第三幼稚園の項及び三碓幼稚園の項を削る。
3 制定改廃の理由	・奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、本市の取組として次のとおり再編するため。 (1) 春日保育園及び大宮保育園を民間移管し、それぞれ公私連携型保育所へ移行する。 (2) 富雄第三幼稚園を民間移管し、旧富雄保育園から民間移管した公私連携型保育所と統合し、公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する。 (3) 三碓幼稚園を閉園する。		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行				改正案		
(名称、位置及び保育定員)				(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の	名称、位置及び保育定員は、次のとおり	とする。	第2	条 保育所の	名称、位置及び保育定員は、次のとおり	とする。
名称	位置	保育定員		名称	位置	保育定員
三笠保育園	奈良市西之阪町5番地の1	160人		三笠保育園	奈良市西之阪町5番地の1	160人
春日保育園	奈良市西木辻町165番地の2	200人				
都南保育園	奈良市横井一丁目 107 番地の 1	160人		都南保育園	奈良市横井一丁目107番地の1	160人
伏見保育園	奈良市宝来三丁目 9番 35 号	200人		伏見保育園	奈良市宝来三丁目 9 番35号	200人
大宮保育園	奈良市三条大宮町3番8号	200人				
京西保育園	奈良市六条西一丁目3番43-1号	160人		京西保育園	奈良市六条西一丁目3番43-1号	160人

奈良市立学校設置条例 新旧対照表 (第2条による改正)

りとする。

	改止案
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとお 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとお りとする。

種別	名称	位置
略	略	略
幼稚園	略	略
	奈良市立西大寺北幼稚園	奈良市西大寺赤田町一丁目6番
		2号
	奈良市立富雄第三幼稚園	奈良市帝塚山南二丁目11番2号
	奈良市立大安寺西幼稚園	奈良市大安寺西一丁目348番地
	奈良市立三碓幼稚園	奈良市西千代ヶ丘一丁目20番32
		号
	奈良市立伏見南幼稚園	奈良市宝来五丁目5番3号

種別	名称	位置
略	略	略
幼稚園	略	略
	奈良市立西大寺北幼稚園	奈良市西大寺赤田町一丁目6番 2号
	奈良市立大安寺西幼稚園	奈良市大安寺西一丁目348番地
	奈良市立伏見南幼稚園	奈良市宝来五丁目5番3号

1 名 称	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例			
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例(令和3年奈良市条例第24号)	4 制定改廃 の概要	 右京バンビーホーム及び神功バンビーホームを統合し、名称をならやまバンビーホームに改める。(別表関係) 月ヶ瀬バンビーホームの位置を改める。(別表関係) 	
3 制定改廃の理由	1. 平城西中学校区において、学校規模適正 化及び施設一体型の小中一貫教育を進める ため、右京小学校及び神功小学校を統合す る。このことに伴い、バンビーホームの名 称に変更が生じるため。 2. 月ヶ瀬バンビーホームの改築に伴い、バ ンビーホームの位置を改めるため。			
5 施行期日	令和4年4月1日 (月ヶ瀬バンビーホームについては、公布の日)	所管部課	教育部 地域教育課	

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例 新旧対照表

	現行			改正案
表(第2条関係)		別才	長(第2条関係)	
名称	位置		名称	位置
略	略		略	略
六条バンビーホーム	略		六条バンビーホーム	略
右京バンビーホーム	奈良市右京四丁目 11番地の1 右京小学校			
	<u>内</u>			
略	略		略	略
神功バンビーホーム	奈良市神功二丁目1番地 平城西中学校内		ならやまバンビーホーム	奈良市神功二丁目1番地 ならやま小学校
	・奈良市神功二丁目2番地 神功小学校内			<u>内</u>
略	略		略	略
月ヶ瀬バンビーホーム	奈良市月ヶ瀬尾山2,350番地の1 月ヶ瀬小		月ヶ瀬バンビーホーム	奈良市月ヶ瀬尾山 2,551番地 月ヶ瀬小
	学校内			学校内

1 名 称	奈良市火葬場条例(全部改正)		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・奈良市火葬場について、令和4年4月(予定)に新火葬場の供用を開始するとともに、新火葬場の運営に当たって指定管理者制度を導入するほか、火葬場の使用料を改定するもの。	4 制定改廃の概要	 新火葬場の設置(第2条関係) 火葬場の名称及び位置を改める。 指定管理者制度の導入(第4条から第9条まで関係) 指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行う。 使用料に関する規定(第10条から第12条まで、別表関係) 従来の使用料に加えて待合室等新施設の使用料を設定するほか、市外の利用者の使用料について改定を行う。 使用者に関する規定(第13条から第18条まで関係) 使用者の義務、火葬場における行為の禁止等を定める。
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	市民部 斎苑管理課

1 名 称	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例			
2 制定改廃の根拠法等3 制定改廃の理由	・ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築禁止区域でこれを建築しようとする者又は本条例の勧告に従わない者に対する行政上の義務履行を確保するため、建築の中止に加えて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要な措置等の命令を加え、実効性を確保しようとするもの。	4 制定改廃の概要	1. 勧告に係る規定の改正 (第8条関係) 事前同意に違反してラブホテル等を建築している場合の勧告 の対象に、ラブホテル等を建築しようとしている者又は建築し た者を追加する。 2. 建築中止命令に係る規定の改正 (第9条関係) 禁止区域内でラブホテル等を建築しようとする者又は第8条 の勧告に従わない者に対する建築中止命令の対象に、ラブホテル等を建築している者又は建築した者を追加する。 また、これらの者に対してとりうる措置として、現行の建築中止命令に加え、建築の変更、原状回復、除却その他必要な措置を講じることを命じることができるように改める。 3. 罰則規定の改正 (第13条関係) 2. の改正に伴い、第9条の規定に違反した場合の罰則規定を改める。	
5 施行期日	令和3年11月1日	所管部課	都市整備部 建築指導課	

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 新旧対照表

現行	改正案
(勧告)	(勧告)
第8条 市長は、第5条第1項の規定若しくは同条第3項の条件又は第7条	第8条 市長は、第5条第1項の規定若しくは同条第3項の条件又は第7条
第1項の規定若しくは同条第3項の条件に違反してラブホテル又はぱちん	第1項の規定若しくは同条第3項の条件に違反してラブホテル又はぱちん
こ屋等(以下「ラブホテル等」という。)を建築している者	こ屋等(以下「ラブホテル等」という。)を建築 <u>しようとする者、建築し</u>
に対し、当該ラブホテル等の建築について必要な	ている者又は建築した者に対し、当該ラブホテル等の建築について必要な
勧告を行うことができる。	勧告を行うことができる。
2 略	2 略
(建築中止命令)	_(建築中止命令等)_
第9条 市長は、第4条及び第6条の禁止区域内でラブホテル等を建築しよ	第9条 市長は、第4条及び第6条の禁止区域内でラブホテル等を建築しよ
うとする者又は前条の勧告に従わな	うとする者 <u>、建築している者若しくは建築した者</u> 又は前条の勧告に従わな
い者に対し、当該ラブホテル等の建築の中止を命ずる	い者に対し、当該ラブホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の猶予期限
	を付けて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を講じるこ
ことができる。	<u>とを命じる</u> ことができる。
(罰則)	(罰則)
第13条 第9条の規定による建築中止命令に違反した者は、6月以内の懲役	第13条 第9条の規定による <u>命令</u> に違反した者は、 <u>6月以下</u> の懲役
又は5万円以下の罰金に処する。	又は5万円以下の罰金に処する。
2 略	2 略

1 名 称	大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事	事業)近鉄西大	:寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 施行地区に含まれる地域の名称に、西大寺国見町三丁目及び 菅原東一丁目を加える。(第3条関係)
3 制定改廃の理由	・事業の施行区域に含まれる土地の分筆に伴い、条例上の施行地区に含まれる地域の名称を追加する必要があるため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 西大寺駅周辺整備事務所

議案番号 92

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(施行地区に含まれる地域の名称)	(施行地区に含まれる地域の名称)
第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。	第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。
奈良市西大寺国見町一丁目、西大寺国見町二丁目	奈良市西大寺国見町一丁目、西大寺国見町二丁目、西大寺国見町三丁
、西大寺南町、西大寺芝町一丁目、青野町、菅原町、横	<u>目</u> 、西大寺南町、西大寺芝町一丁目、青野町、菅原町 <u>、菅原東一丁目</u> 、横
領町及び宝来町の各一部	領町及び宝来町の各一部

1 名 称	奈良市立高等学校における授業料等に関する条例	列の一部を改正	.する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例(令和3年奈良市条例第18号)	4 制定改廃 の概要	 高等学校の市外生の入学料を56,400円に改定する。 (第2条関係) 附属中学校の入学考査料を2,200円とする。(第2条関係)
3 制定改廃の理由	 ・令和4年4月以後の高等学校の入学料を見直すもの。 ・令和4年4月1日に設置される奈良市立一条高等学校附属中学校の入学考査を実施するに当たり、当該考査料に係る規定を整備するもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	一条高等学校

2, 200

56, 400

年額

118,800

市外生

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
奈良市立 <u>高等学校</u> における授業料等に関する条例	奈良市立 <u>高等学校等</u> における授業料等に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 奈良市立 <u>高等学校</u> における授業料等については、この条例の定と	が第1条 奈良市立 <u>高等学校等</u> における授業料等については、この条例の定め
るところにより徴収する。	るところにより徴収する。
(授業料等の額)	(授業料等の額)
第2条 授業料、入学料及び入学考査料の額は、次の表のとおりとする。	第2条 授業料、入学料及び入学考査料の額は、次の表のとおりとする。
区分 授業料 入学料 入学考査料	区分 授業料 入学料 入学考査料
円 円 円	円円円
高等学校 市内生 年額 5,650 2,200	高等学校 市内生 年額 5,650 2,200
102, 000	102, 000

2 • 3 略

市外生

年額

118,800

2 · 3 略

高等学校附属中学校